

表示に関する法規制の概要

		食品衛生法	J A S 法	飼料安全法		家庭用品品質表示法			(参考)	
目的		食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図る。	農林物資の規格を制定し、普及させることによつて、その品質の改善、生産の合理化及び使用又は消費の合理化等を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて公共の福祉の増進に寄与する	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与する。		家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護する。 (注) 家庭用品とは、消費者が生活に用いる繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、品質を識別することが著しく困難であり、品質の識別が特に必要と認められるもの等をいう。			ペットフードの表示に関する公正競争規約による表示事項	
対象品目		食品	農林物資 (例：加工食品)	安全確保に関する表示	品質に関する表示	雑貨工業品の事例				
				飼料添加物を含む飼料	動物性たん白を含む飼料	配合飼料	合成洗剤	住宅又は家具用のワックス	塗料	
表示事項	品名・名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	原材料 (添加物以外)		○			○	○(成分)	○(成分)	○(成分)	○
	添加物	○注1	○注2	○						○
	種類					○		○		○(目的)
	原産国名又は 原産地名		○注3	○注4	○注4					○
	内容量(正味量)		○				○	○	○	○
	期限表示	○(消費期限又は賞味期限)	○(消費期限又は賞味期限)							○ (どちらか一方を表示)
	製造(輸入)年月			○	○	○				
	保存方法	○	○	△	○					
	使用上の注意			△	○		○	○	○	
	使用量の目安						○	○		○
	事業者名・所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	栄養成分						○			○
その他	・アレルギー物質 ・その他、製品の種類毎に別途定められた表示事項がある	・別途、農林物資の種類ごとに規格を定め、当該規格に基づき格付をしたことを示す表示を付することができる	・量の規制のある添加物の含有量 ・対象家畜に制限のある場合は対象家畜				・用途 ・液性	・用途	・色名 ・塗り面積 ・用途 ・使用方法 ・用具の手入れ方法	

注1 栄養強化目的のもの及び加工助剤等は記載を省略できる。

注2 原材料の一環として記載が必要。

注3 輸入品については原産国名を、国内製造品については生鮮食品に近い約20食品群等に関して原料の原産地名を表示。

注4 輸入品について製造国名を表示。